

# 令和4年3月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和4年3月4日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和4年3月4日 午前9時宣告

開 議 令和4年3月4日 午前9時宣告（第1日）

|      |     |    |    |     |    |    |     |    |     |
|------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|-----|
| 応招議員 | 1番  | 齋藤 | 光  | 2番  | 岡林 | 哲司 | 3番  | 山本 | 和輝  |
|      | 4番  | 田村 | 幸生 | 5番  | 橋元 | 陽一 | 6番  | 宮崎 | 知恵子 |
|      | 7番  | 西森 | 勝仁 | 8番  | 下川 | 芳樹 | 9番  | 坂本 | 玲子  |
|      | 10番 | 森  | 正彦 | 11番 | 松浦 | 隆起 | 12番 | 岡村 | 統正  |
|      | 13番 | 永田 | 耕朗 | 14番 | 藤原 | 健祐 |     |    |     |

不応招議員 なし

|      |     |    |    |     |    |    |     |    |     |
|------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|-----|
| 出席議員 | 1番  | 齋藤 | 光  | 2番  | 岡林 | 哲司 | 3番  | 山本 | 和輝  |
|      | 4番  | 田村 | 幸生 | 5番  | 橋元 | 陽一 | 6番  | 宮崎 | 知恵子 |
|      | 7番  | 西森 | 勝仁 | 8番  | 下川 | 芳樹 | 9番  | 坂本 | 玲子  |
|      | 10番 | 森  | 正彦 | 11番 | 松浦 | 隆起 | 12番 | 岡村 | 統正  |
|      | 13番 | 永田 | 耕朗 | 14番 | 藤原 | 健祐 |     |    |     |

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |       |                   |       |
|-----------|-------|-------------------|-------|
| 町 長       | 片岡 雄司 | 町 民 課 長           | 片岡 和子 |
| 副 町 長     | 田村 正和 | 病院事務局長            | 池内 智保 |
| 教 育 長     | 濱田 陽治 | 健康福祉課長            | 岡崎 省治 |
| 会 計 課 長   | 真辺 美紀 | 教 育 次 長           | 吉野 広昭 |
| 総 務 課 長   | 麻田 正志 | 産 業 振 興 課 長       | 下八川久夫 |
| チ-ム佐川推進課長 | 岡田 秀和 | 建 設 課 長           | 池内 伸雄 |
| 税 務 課 長   | 田村 秀明 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 山本 清和 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

|            |  |
|------------|--|
| 町長提出議案の題目  | 別紙のとおり   |
| 議員提出議案の題目  | なし   |
| 議 事 日 程    | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。                               |
| 会議録署名議員の指名 | 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。<br>11番 松浦 隆起      12番 岡村 統正 |

令和4年3月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和4年 3月 4日 午前9時開議

- |       |       |                                 |
|-------|-------|---------------------------------|
| 日程第1  |       | 会議録署名議員の指名                      |
| 日程第2  |       | 会期の決定                           |
| 日程第3  |       | 諸般の報告                           |
| 日程第4  |       | 行政報告                            |
| 日程第5  |       | 請願取下申出書の件について                   |
| 日程第6  |       | 陳情について                          |
| 日程第7  | 報告第2号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について） |
| 日程第8  | 報告第3号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について） |
| 日程第9  | 議案第2号 | 令和3年度佐川町一般会計補正予算（第11号）          |
| 日程第10 | 議案第3号 | 令和3年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）     |
| 日程第11 | 議案第4号 | 令和3年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第12 | 議案第5号 | 令和3年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）       |
| 日程第13 | 議案第6号 | 令和3年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）    |
| 日程第14 | 議案第7号 | 令和3年度佐川町水道事業会計補正予算（第3号）         |
| 日程第15 | 議案第8号 | 令和3年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第3号）       |

- 日程第 16 議案第 9 号 令和 4 年度佐川町一般会計予算
- 日程第 17 議案第 10 号 令和 4 年度佐川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 11 号 令和 4 年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第 19 議案第 12 号 令和 4 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 13 号 令和 4 年度佐川町介護保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 14 号 令和 4 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第 15 号 令和 4 年度佐川町水道事業会計予算
- 日程第 23 議案第 16 号 令和 4 年度佐川町病院事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 17 号 佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 18 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 19 号 佐川町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について
- 日程第 27 議案第 20 号 佐川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 21 号 佐川町立老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 22 号 佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 30 議案第 23 号 佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 31 議案第 24 号 小富士集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 25 号 尾川地区住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 26 号 とかの集落活動センターあおぞらの指定管理者の指定について

- 日程第 34 議案第 27 号 集落活動センターくろいわの指定管理者の指定について
- 日程第 35 議案第 28 号 斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について
- 日程第 36 議案第 29 号 斗賀野老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第 37 議案第 30 号 ふれあいセンターけいとうの指定管理者の指定について
- 日程第 38 議案第 31 号 佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について
- 日程第 39 議案第 32 号 佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定について
- 日程第 40 議案第 33 号 四ツ白太刀踊保存伝承館の指定管理者の指定について
- 日程第 41 議案第 34 号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 42 議案第 35 号 高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
- 日程第 43 議案第 36 号 高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
- 日程第 44 議案第 37 号 佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 45 議案第 38 号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 46 議案第 39 号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 47 議案第 40 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 48 議案第 41 号 佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 49 議案第 42 号 佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年3月佐川町議会定例会追加議事日程〔第1号の追加1〕

令和4年 3月 4日 午前9時開議

日程第1 発議第1号 ロシアに対してウクライナ侵略の即時中止を求める決議

議長（西森勝仁君）

おはようございます。ただいまから、令和4年3月佐川町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、11番、松浦隆起君、12番、岡村統正君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会については、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（坂本玲子君）

おはようございます。3月定例会の会期及び運営につきまして、2月25日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日、3月4日を開会日とし、議案の上程、説明までとし、終了後、常任委員会を開きます。5日土曜日、6日日曜日は休会とします。7日月曜日、8日火曜日は一般質問を行います。9日水曜日は一般質問と常任委員会審査報告を行います。終了後、休会とし、予算勉強会を開きます。10日木曜も休会とし、予算勉強会を開きます。11日金曜日、議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は3月4日から11日までの8日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営につきましては議長に一任いたしますが、委員会では、一般質問が終わるたびに小休止を挟んでほしいという意見がありましたことを申し添えます。以上です。

議長（西森勝仁君）

お諮りします。

本定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から11日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日までの8日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

12月定例会後の重立ったものについて報告します。

12月14日、加茂地区を皮切りとして、「まきのさんの道の駅」と「おもちゃ美術館」についての地区懇談会が1月30日までの間、11回開催され、私も延べ10回参加し、町民の賛否両論の生の声を聞いてまいりました。

1月13日、高知県自治会館において、金子総務大臣と中西副大臣との意見交換会があり、町長とともに出席しました。これは県下の市町村長と議長の代表がそれぞれ意見交換を行うものでありまして、町村議長会からは、中土佐町議会議長でもあります中城会長が議員のなり手不足の解消が喫緊の課題であり、そのためには議員報酬の引き上げなどが必要であり、これに伴う国の財政措置の充実などを要望いたしました。これに対し、総務大臣からは「議員報酬の水準については、特別職報酬審議会の意見を聞くことが重要であり、また国の財政措置については普通交付税の基準財政需要額に算入しているので、今後も適切な交付税措置をしていく」との発言がありました。

2月8日、高知県中央西土木事務所越知事務所に、町長と三野自治会長と一緒に公文所長を訪ね、春日川の土砂のしゅんせつ工事の完了のお礼の挨拶に行つてまいりました。

これは昨年暮れに春日川のしゅんせつ工事、特にふる一つ村前と役場前の2カ所を早急にしゅんせつしてほしいと要望しておりましたところ、迅速に対応していただいたためであります。また西山の急傾斜地工事についても協議をしてまいりました。

3月2日、高吾北広域町村事務組合議会第1回定例会が開催され、出席しました。冒頭、小田組合長の諸般の報告があり、昨年12月の一般質問で出されていたスプリング入りマットレスやソファーなどもそのままの状態です。4月1日から収集し、清掃センターで受け入れるという報告がありました。提出されました議案は令和3年度一般会計など補正予算が4件、令和4年度の予算案が5件、条例案が5件、規約の変更等が3件、合計17件でありましたが、全ての議案が原案どおり議決されました。

また、議長選挙と民生常任委員長の選任が行われ議長には仁淀川町の若藤敏久氏が選出され、民生常任委員長には当議会の松浦隆起氏が選任されました。

なお、予定されておりました県内の会議につきましてはコロナの影響で高知県町村議会議長会第73回定期総会や高知県町村長・町村

議会議長大会などが開催されずに、全て書面決議となりましたことを申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（片岡雄司君）

皆様、おはようございます。

本日は、議員の皆様のお出席をいただき、令和4年3月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日ごろは町政運営に対しまして御指導、御協力いただきまして改めて御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

まず初めに、牧野富太郎博士をモデルとしたNHK朝ドラ「らんまん」の放送決定について報告いたします。

NHK連続テレビ小説でのドラマ化につきましては、2018年から町内外の有志による「朝ドラに牧野富太郎を」の会が中心となり、ドラマ化を熱望する署名活動を全国展開してきたところであり、これまでの約3年半で、全国から約4万筆の署名が集まっておりました。この熱心な要望活動が実を結び、本年2月2日、NHK高知放送局長からドラマ化決定の朗報が役場に届きました。まさに晴天の霹靂の出来事であり、私を含め職員一同大喜びで大変感激いたしました。

また、当日は、ボランティアの皆様が牧野公園で毎週行っている整備作業の最中でもありましたが、この嬉しいニュースに皆さんも大喜びされたと聞いております。

これまで署名要望活動に御協力いただいたすべての皆様に、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、「らんまん」の放送は来年の春からということですが、今年は、牧野博士が生まれてからちょうど160年に当たる節目の年でもあります。これから「生誕160年記念事業」として、牧野博士を顕彰する数々のイベントを準備しているところでありましたので、このドラマ放送開始を前にして、さらに盛り上がるのではないかと大変期待をしております。

現在はコロナ禍であり、人間関係が希薄になりがちな状況のなか、牧野博士が愛した植物や自然の雄大さを思う温かい心と人と人との

つながりを見直す、まさに今の時代にぴったりの心に響くすばらしいドラマになると思っております。

今後の本町の対応につきましては、このドラマ化を契機として、自然や植物を愛した牧野博士の魅力と業績を日本だけでなく、世界中の方々に知っていただくことができるよう、本町出身の偉人として、顕彰活動にさらに力を入れてまいります。また、これからドラマを通じて佐川町のことを初めて知り、ドラマの舞台である佐川町を訪れる観光客が増加することも期待されます。

さらに、来年春には、ドラマ放送開始とほぼ同じタイミングで「まきのさんの道の駅・佐川」もオープンを予定しております。

本町にとりましては、またとないこのチャンスを活かし、高知県や越知町などとも連携し、産業振興や観光振興の起爆剤としてさらに盛り上がるよう、十分な体制を整え、町民の皆様と一緒に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種について報告いたします。

現在、18歳以上が対象となっております3回目接種につきましては、町内では、医療従事者や高齢者施設の入所者などには1月から、一般住民の方には2月上旬から接種が始まっております。

一般住民の方の接種方法につきましては、医療機関での個別接種及び健康福祉センターかわせみでの集団接種を組み合わせる形で、基本的に2回目の接種を行った医療機関等で接種していただくようにしております。2回目の接種日からおおむね7カ月後を目安にして接種日時や接種会場を指定させていただき、順次、接種券と案内文書を対象の方に郵送させていただいております。

3回目接種の状況につきましては、ワクチン接種記録システムの入力値で、2月28日現在、3,393人が接種済となっております。接種率としては、65歳以上人口の50.3%、全世代人口の27.1%となっております。

重症化リスクが高いとされております65歳以上の高齢者の方のうち、昨年7月末までに2回目を接種された方につきましては、2月末までに、多くの方が接種を完了しており、そのほかの方につきましても、町内の保育所や児童福祉施設、小中学校に勤務されている方を優先的に接種するなど、町の判断において適宜対応を取っております。

3回目接種の全体計画につきましては、昨年10月末までに2回目を接種された方で3回目接種を希望される全ての年代の方が、できる限り4月中には接種していただけるよう準備を進めております。

5歳から11歳までの小児に対するワクチン接種につきましては、先ごろ、予防接種法に基づく臨時接種の対象と位置づけられたことから、佐川町におきましても3月中旬から、町内の小児科において接種できるように準備を進めております。

小児のワクチン接種に関しましては、国は、接種勧奨はするものの、ワクチン接種による利益が大人ほど明確ではないため、予防接種法上の努力義務とはなっておりません。

このため、対象児の保護者の方に対しましては、接種券を郵送する際に、接種の判断材料として厚生労働省が出しております小児用ワクチンに関するチラシを同封し、接種を希望される方は、予約書を健康福祉課に返送していただいております。2月28日時点で、予約書を返送していただいている方は186人で全体の3割程度となっております。

ワクチンの確保につきましては、現在のところ、大人用、小児用ともに、町の接種計画に支障なく供給される見込みとなっております。

大人用のワクチンに関しましては、モデルナ製、ファイザー製の配分量が決まっていることから、自由に選択できる状況にはなっておらず、御不満のある方もいらっしゃると思いますが、いずれのワクチンでも有効性や副反応に差はないとされておりますので、接種の機会を逃さず、3回目の接種を前向きに検討していただければと考えております。

次に、佐川町社会福祉協議会が設立した「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」における支援策について報告いたします。

まず、「チーム佐川営業時間短縮要請対応臨時給付金」について報告いたします。

この給付金は、高知県が実施している「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金の給付が決定された事業者に対しまして、町として法人には20万円、個人には10万円の給付金を給付するものです。

対象期間が令和3年8月及び9月分につきましては、申請期限の令和4年1月31日までに法人19件、個人58件、合計で960万円の申請を受け、給付を実施いたしました。

次に、感染予防の徹底に関するものといたしまして、利用者が安心して飲食できるよう、感染症対策に取り組む飲食店の事業者に対し、その取り組みを応援するための「チーム佐川あんしん会食推進給付金」につきましては、高知県が実施しております「高知家あんしん会食推進の店 認証制度」が追加申請を受け付けることとしたため、申請要件を変更して対応することといたしました。

申請期限を令和4年3月18日までとしておりますが、2月28日までに24件、合計で240万円の申請を受け、給付を実施しております。

次に、新たな事業者向けの支援として2つの支援策を予定しております。

まず一つ目といたしまして、高知県に適用された「まん延防止等重点措置」に伴い、高知県が営業時間短縮の要請に協力した事業者を対象に支給する「高知県営業時間短縮要請協力金」の給付が決定された事業者に対し、事業の継続を支援するために支給する給付金であります。

二つ目といたしまして、人流や県外との取引などが大幅に減少したことにより、経済的影響を受けた事業者を対象に、高知県が支給する「新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金」の給付が決定された事業者に対し、事業の継続及び立て直しのための取り組みを支援するための給付金であります。

給付額は、いずれの給付金も、法人には20万円、個人には10万円を予定しておりますが、そのための予算を令和4年度当初予算に計上させていただいております。

次に、令和4年度一般会計当初予算案の概要につきまして、説明をさせていただきます。

予算編成にあたりましては、新型コロナウイルス感染症による影響が依然として見通せない状況の中であっても、「第5次佐川町総合計画」の7年目として、これまでの6年間に実施した事業の総括に基づく事務事業の見直しを行ったうえで、事業の優先度を公平公正に考慮し、町民に密着した必要な施策を着実に推進するため、本町の今後の財政状況と社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、決算額や予算執行状況などを精査し、限りある財源を最大限有効に活用するようにいたしました。

その結果、一般会計の予算規模につきましては、総額92億394万

4千円、対前年度比12億3,650万8千円、15.5%の増額予算となりました。

増額の主な要因は、佐川町道の駅整備に係る経費、学校給食費無償化に伴う経費、ふるさと寄附推進事業の取り組みに関する経費として令和3年度より13億6,297万2千円増額の18億312万3千円を計上したことによるものであります。

歳入について、まず、国・県支出金等の特定財源を除いた一般財源で見ますと、地方交付税及びふるさと寄附金の増額を見込んだことにより、令和3年度より、2億5,957万5千円の増額といたしました。

町税については、町民税におきまして、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、減額を見込んでおりましたが、令和3年度実績見込み額から1,112万8千円の増収が見込まれることから、町税全体で1,768万3千円の増額としております。

また、歳入の約32%を占める地方交付税については、令和4年度の国の地方財政計画、また、令和2年度及び令和3年度の交付決定額等から推計し、地方交付税全体としまして、令和3年度より2億円増の29億円を見込んでおります。

町債については、14億9,746万9千円とし、令和3年度より3億6,288万1千円の増額となっております。増額の主な要因としましては、令和4年度に実施する佐川道の駅整備事業に係る建設工事等の財源として8億8,580万円を計上したことによるものです。

この結果、財源が不足するときに取り崩す財政調整基金からの繰入金金は、令和3年度より、5,148万1千円減の2億4,168万5千円となっております。

続きまして、令和4年度の主要な事業につきましては、総合計画における分野ごとに説明をさせていただきます。

「教育」分野に関する事業としまして、令和2年度から令和4年度までの3年間で不登校の改善や学力向上に重点的に取り組んでいる学校教育改善重点推進事業を初め、ふるさと教育の充実、ICTを活用した教育の推進など、教育研究所の設置・運営及びふるさと教育の推進に係る費用として、7,357万6千円を計上しております。

また、放課後児童クラブ事業につきまして、子育て支援として施設整備を実施するナウマンクラブ新築工事に係る設計委託の経費として、569万8千円を計上しております。

「産業と仕事」分野に関する事業としまして、まず、道の駅整備事業につきましては、道の駅建設工事、道の駅運営システム設置工事、一般財団法人しあわせづくり佐川運営費補助金などの経費として、11億4,882万7千円を計上しております。

次に、地域おこし協力隊事業につきましては、自伐型林業の推進と実践に14名、いちごや有機農業に2名、さかわ発明ラボ・ものづくりに8名、情報発信に1名、牧野公園整備に1名、道の駅2名の計28名、1億3,414万7千円を計上しております。

「観光振興と情報発信」分野に関する事業としまして、植物のまちとして、牧野公園を核とし、町全体を植物園に見立て、植物を通じて人々がつながりあうまちづくりを推進している”まちまるごと植物園”事業につきましては、牧野富太郎博士生誕160年記念事業として実施する経費をあわせ、315万9千円を計上しております。

観光協会補助運営費につきましては、町内外への観光情報発信を担う「さかわ観光協会」の運営費補助、また、4年目を迎える「わんさかわっしょい体験博」を実施するための委託料として、1,631万6千円を計上しております。

「健康と福祉」分野に関する事業としまして、まず、あったかふれあいセンター事業につきましては、佐川、斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区の5地区での事業運営に係る費用として、5,077万2千円を計上しております。

次に、地域づくり事業につきましては、斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区の集落活動センターの活動支援などとして、1,371万4千円を計上しております。また、5地区の地域づくりを推進するために配置する集落支援員の活動経費として、1,992万9千円を計上しております。

「安全・安心」分野に関する事業としまして、まず、木造住宅耐震化支援事業につきましては、南海トラフ地震対策を推進するため、耐震診断などの委託料及び耐震改修などの補助金として、1億500万5千円を計上しております。

次に、地域公共交通事業につきましては、さかわぐるぐるバス運行の委託料、廃止路線代替バス運行維持費、高吾北広域路線バス運行維持費の補助金などとして、3,743万5千円を計上しております。

最後に、道路橋りょう施設の新設、維持修繕に係る事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金の活用による町道改良工事、

道路インフラの適正管理・長寿命化を図り、住民の安全安心な生活を守るために行う町道の舗装等の修繕工事にかかる費用として、3億7,040万円を計上しております。

以上が、令和4年度一般会計当初予算案の概要になります。

続きまして、各課の所管事項について、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

牧野公園を核とした「まちまるごと植物園」の取り組みに関しまして、牧野公園の活用状況などについて、報告いたします。

牧野公園の主な整備につきましては、「まちまるごと植物園」構想の核となる施設として、これまで進めてきたリニューアル事業のハード整備がほぼ完了しております。現在は、多くの植栽ボランティアの皆様を支えられ、ソメイヨシノなどの桜だけでなく、牧野博士ゆかりの山野草などを年中楽しめる公園として管理されております。

また近年は、牧野博士が特に愛した山野草のひとつであります「バイカオウレン」が咲く2月ごろは、公園を訪れる町外からの観光客も増えており、加茂地区に群生する自生地とともに、大変な賑わいとなっております。

一方、公園施設整備につきましては、かねてより要望のあった頂上の物見岩付近に、昨年より整備中でありました公衆トイレと散水施設が完成し、この度一般開放いたしました。これにより、園内の植物をゆっくりと、くまなく散策していただけるようになりました。また、植物への散水など公園維持管理の面からも効果を発揮できるものと考えております。

今後におきましても、年々その魅力が増し、ファンが増えている牧野公園を守るとともに、ドラマ放送により、牧野公園が全国から注目されることが十分期待されますので、より多くの方々に楽しんでいただけるよう、町をあげてしっかり取り組んでまいります。

次に、総務課の所管事項でございます。

職員採用について報告いたします。

令和3年度の職員採用につきましては、令和3年10月、11月に実施いたしました採用試験での採用者は3名のみとなり、採用予定人数を満たすことができなかったことから、追加募集を行いました。

今回の募集職種は、事務職、土木技術職及び調理員で、全ての職種において応募があり、応募者数は合計で28名となりました。

本年1月29日に第一次試験、2月19日に第二次試験を実施いたしました結果、佐川町職員の一員として、今後の活躍が期待されます7名を採用することといたしました。内訳につきましては、事務職5名、土木技術職1名、調理員1名となっております。

次に、税務課の所管事項でございます。

2月16日から始まっております令和3年中の所得の申告相談につきましては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染対策といたしまして、来場者の皆様に検温、手指の消毒、マスク着用のご協力をお願いするとともに、アクリル板を設置して、対面時の飛沫を防ぐなど、感染拡大防止に努めております。

なお、役場での申告相談期間は3月15日までとしておりますが、税務署での確定申告期限は、オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、申告が困難となる納税者の増加が想定されますことから、昨年と同様に1カ月延長され4月15日までとなっております。

住民の皆様と直接対面する申告相談を通して、適正な所得の申告、納税への理解と啓発に取り組み、公平で公正な賦課・徴収を実施し、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場に係る取り組みについて報告いたします。

12月19日日曜日に、加茂小学校体育館におきまして、公益財団法人エコサイクル高知、佐川町及び高知県の共催による地元説明会を開催いたしました。

説明会ではまず、処分場の整備運営主体である公益財団法人エコサイクル高知から、環境影響評価、環境保全協定書最終案、処分場の構造等の概要について説明がありました。

環境保全協定書最終案につきましては、住民の皆様からアンケートなどにより、お寄せいただいた御意見の趣旨、それに対する考え方や御意見を反映した最終案についての説明がありました。この最終案につきましては、異論もなく参加者には御理解いただけたものと考えております。

処分場の構造等の概要につきましては、施設の配置計画や埋立地の構造、地下水モニタリングの箇所、また、概算の総事業費や今後の事業スケジュールなどについて説明がありました。

続いて、中央西土木事務所越知事務所より、「長竹川の増水対策」

として、六所橋から竹ノ倉川合流点までの現況の河道延長 880 メートルの改修について、次の 4 点をポイントとする法線案の説明がありました。

1 点目は、川の形の特徴を大きく変えない、2 点目として、河道の直線部を増やす、3 点目として、河道の湾曲部を減らし、湾曲部を緩やかにする、4 点目として、川幅を広げることであります。さらに、それに伴う用地買収及び借地の御協力のお願いがありました。この法線案につきましては、加茂地区の皆様にご理解いただいております、この法線案をもとに今後測量・詳細設計を行い、その後用地調査等を実施していく予定であると聞いております。

佐川町からは、「町実施分の地域振興策及び周辺安全対策の取組状況」につきまして、事業スケジュールに基づき、川の護岸工事や道路改良工事、上水道の整備工事、自治会公民館の整備など、住民の皆様のお協力もいただきながらおおむね順調に実施することができていることを御報告させていただきました。

参加者からは、施設の整備に関して、「処分場建設予定地から掘削による残土の搬出はあるのか」、「国道 33 号と進入道路の交差点には信号がつくのか」、また、「埋立地の法面部の遮水シートが破れて水が漏れ出す心配はないのか」等の質問をいただきました。

それらの質問に対して、エコサイクル高知から、掘削残土に関しては、区域内で仮置きすることを考えており、関係者と協議中であること、交差点の信号に関しては、県警や国土交通省との協議により、設置は不要との判断になったが、霧生関トンネルから下ってくる車両が右折待ちの車両にぶつからないように、国道に右折レーンを設けてしっかりと安全対策を図ること、埋立地の法面部の漏水の心配に関しては、遮水シートを 2 重に敷く構造としており、埋立時には遮水構造に負荷をかけないよう重機を斜面部に近づけないなどのルール作りをして、しっかりと遮水シートを守っていくとの説明がありました。

また、地域振興策や周辺安全対策については、「振興策全体の工事箇所一覧があればわかりやすい」、「地域内で振興策の中身の検討、意見交換の場を設けられていない」などの御意見をいただきました。

このことを踏まえ、1 月に加茂地区の自治会長や地元選出の町議会議員及び地域で活動されている団体の代表者にお集まりいただき、より良い情報共有、意見交換の方法を検討していくよう話し合いを

持たせていただきました。本年度内に意見を持ち寄り、検討を進めてまいります。

その後、説明会でお示しした環境保全協定書につきましては、2月4日に、公益財団法人エコサイクル高知、佐川町、高知県の三者で締結いたしました。

締結式では、高知県知事より、「施設の本体工事及び施設供用開始後の管理・運営にあたっては、エコサイクル高知とともに、環境保全対策や安全対策にしっかりと取り組み、地域住民や佐川町から要望などをいただいた場合には誠意をもって対応していく。また、万が一、不測の事態が生じた際には、県が最終的な責任をもって対応に当たることを約束する。」とのご発言がありました。

佐川町からは、地域住民の皆様の中には、未だ不安や心配を感じている方もいるので、今後も住民の方の声を聴く取り組みを続けていただくこと、また、施設の整備、管理・運営状況については、現地視察も含めて、適宜わかりやすい情報発信をしていただくことをお願いいたしました。

環境保全協定書に規定しております、地域住民の代表も含めた連絡協議会につきましては、本年度内に第1回目の開催を予定しております。

この連絡協議会では、施設整備の進捗状況並びに工事期間中の安全対策及び環境保全対策の状況や環境監視の結果等の報告や確認、また、それらの意見交換等を行うよう考えております。

委員には、加茂地区住民の代表の方や加茂地区選出の町議会議員、産業厚生常任委員会の委員長・副委員長などにご参加いただきたいと考えております。

今後も、住民の皆様の声をお聞きしながら、地域住民の皆様が将来にわたり安心し、誇りをもって暮らし続けられる環境を維持・向上させるよう地域振興策や周辺安全対策の実施に取り組んでまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

保育所における副食費の無償化について報告いたします。

本年4月より、町独自の子育て支援策として、町内在住で保育所等を利用する子供について副食費の無償化を実施いたします。

これまで保育所等を利用する3歳以上児につきましては、令和元年10月からの教育・保育の無償化により、無料となった保育料とは

別に、保育所等で提供される給食の副食費として、月額 4,500 円、年間で 5 万 4 千円の自己負担が原則必要となっておりますが、令和 4 年度からは、国や町の施策により、副食費が無料となっている子どもを除いた約 140 人の子供の副食費が無償化されることとなります。

この施策によって、少しでも子育て世帯の経済的な負担が軽減され、少子化に歯止めをかける一助になればと期待しております。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

まず、「商店街プレミアム商品券事業」について報告いたします。

プレミアム付き商品券につきましては、使用期限の 1 月 31 日までに、町民税の非課税世帯に配布した 1 人 3 千円分の商品券と合わせて、2 億 197 万 4,500 円分が使用されました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、落ち込んだ町内の消費活動の喚起に一定の役割を果たすことができたと思っております。

次に、商店応援スタンプラリーについて報告いたします。

昨年 10 月 1 日から本年 1 月 31 日までの期間で「さかわスタンプまつり」と題したスタンプラリーを、町内 155 店舗が参加し、昨年度に引き続き実施いたしました。

応募については、町内はもとより、町外からも多くの応募があり、応募用紙の合計は 1 万 3,952 通にのぼりました。

今回のイベントにより、町内のお店を利用していただく機会が増え、利用者の消費喚起、顧客拡大につながるとともに、景気の下支えに寄与するものとなったと考えております。

新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている方々への支援や経済の活性化につきましては、今後も感染の状況や、町内の経済活動及び国、県の動向などを注視しつつ、臨機応変に対策を講じてまいります。

次に、道の駅整備事業について報告いたします。

「道の駅」の浄化槽設置工事につきましては、昨年 12 月 24 日に入札を行い、工期を 3 月 30 日までとして契約を締結し、現在、施工を行っております。

また、道の駅に併設を検討しております「おもちゃ美術館」の情報収集のため、12 月 16 日に、類似施設であります「徳島 木のおもちゃ美術館」に議員の皆様とともに視察に行ってまいりました。

当日は、平日にも関わらず多くの来館者がおり、親子で楽しそう

に遊んでいる姿を拝見いたしました。

中には、高知県からの来訪者もあり、佐川町が「おもちゃ美術館」の建設を検討していることを知り、「県内にこういった施設があったらうれしい、ぜひとも整備して欲しい」という声もいただきました。

また、道の駅の経過報告と「おもちゃ美術館」についてのご意見をお聴きするための懇談会につきましては、昨年12月14日から本年1月30日にかけて、町内各地区で計11回実施いたしました。

懇談会では、「子育て世代にとってはうれしい施設」や「道の駅にとってもインパクトのある施設があれば集客につながるのではないか」といったご意見や、「おもちゃ美術館をつくっても人が来ないのではないか」「箱物をつくって赤字になり、町が補填するようなことがあってはダメだ」といった運営や収支を心配される御意見もいただきました。

なお、「おもちゃ美術館」の設置の是非につきましては、現在アンケート調査を実施しているところですが、その結果と、懇談会でいただいた御意見を参考に、必要性や採算性を長期的な視点からしっかり検討し、議員の皆様の御意見もお伺いしたうえで、決定したいと考えております。

次に、長竹川河川改修に伴う農業用水のための堰に関する説明会について報告いたします。

県が実施する「長竹川の増水対策」に伴い実施される、農業用水利施設の統廃合につきましては、下流域を対象とした地元説明会を1月30日に行い、多くの水利関係者にお集まりいただきました。

現在、アンケートなどで意見の集約を行い、整備する水利施設の形態や管理方法を決定する必要がありますので、今後も地元水利関係者と協議を重ね、よりよい施設となるよう進めてまいります。

次に、建設課の所管事項でございます。

まず、木造住宅耐震化支援事業について報告いたします。

令和3年度木造住宅耐震化支援事業の実績件数は、耐震診断50件、耐震設計51件、耐震改修47件となっており、耐震改修につきましては、平成20年度の事業開始以来、最多の実績件数となりました。

令和4年度におきましては、さらなる住宅耐震化の促進を図るため、耐震改修に係る補助金の見直しを行い、補助金上限額を130万円として、60件分を当初予算に計上させていただいております。

次に、水道事業について報告いたします。

町中心部の基幹管路の耐震化工事につきましては、中本町から富士見町にかけての区間を計画どおり 1 月末に竣工し、住民の皆様のご理解、御協力もあり、本年度をもって、5 年計画に基づき実施しておりました中桐踏切から富士見町までの配水管の耐震化を完了することができました。

また、工事とあわせて、事業運営の効率化を進めるため、昭和 44 年、45 年に建設した配水池及び取水施設を廃止し、他の施設からの水道水を供給することも開始しております。

拠点避難所に指定されております斗賀野小学校から東組交差点にかけての配水管の耐震化工事につきましても、周辺住民の皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けいたしました。ご理解、御協力をいただき、2 月末に無事竣工することができました。

今後も、計画的に水道施設の耐震化を実施することにより、地震による断水などのリスクを軽減するとともに、安全で強靱な水道の持続化を目指してまいります。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴う地域住民の不安解消のための取り組みとして実施する上水道の整備について報告いたします。

配水管布設工事につきましては、長竹、竹ノ倉地区は、2 月末に竣工し、横山地区は、3 月 17 日に竣工する予定となっております。

水道事業での給水がなされていない方々に対しまして、給水を行うために必要となる配水管を布設したことにより、生活用水に係る不安を解消し、将来にわたって安心して暮らし続けられる環境を整備することができました。

今後は、配水管の取付口から水道メーターまでの間の給水装置の設置を行う給水装置整備事業を進めていきたいと考えております。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について報告いたします。

小中学校と放課後児童クラブ・放課後子ども教室では、保護者のご協力を得ながら、3 密を避け、マスクの着用や消毒の励行、行事の簡素化など、感染防止対策を継続しておりましたが、1 月半ばからのオミクロン株の急速な感染拡大の中で、児童生徒と教職員の感染が報告され、感染の拡大を防止する観点から、一部の学校で学級閉鎖や学校閉鎖の措置をいたしました。

いずれも学校を起点とする感染とは認定されておりませんが、学校では行事の簡素化、延期、部活動の一時休止、外部からの人の流れの抑制、オンライン授業の準備や実施などに取り組んでおり、2月16日以降の感染は報告されておりません。

また、社会教育関係団体の皆様にも、3密を避け、マスク着用、消毒の徹底など、感染防止対策に御協力いただいております、社会教育施設での感染は報告されておりません。

小中学生の保護者の皆様や社会教育関係団体の皆様などの御理解、御協力に対しまして、この場をお借りしまして心より厚く感謝申し上げます。

今後、県の動向や町内の感染状況を注視し、警戒レベルがさらに上がるなど状況の変化に対して、的確に対応してまいります。

次に、第3期教育振興基本計画の策定について報告いたします。

12月定例会で経過を御報告いたしました。その後、策定委員会におきまして計画案をさらに磨きをかけ、2月8日、町議会総務文教常任委員会において説明をさせていただきました。

議員の皆様には、桜座などの文化施設の整備やPTA活動の活性化、教員不足への対応などについて、貴重な御助言をいただきました。

その後、計画案の一部を修正したうえで、2月25日の教育委員会におきまして決定されました。

この基本計画により、令和4年度から5年間「教育による豊かな人づくり」を進め「文教のまち佐川を継承する」ため、「自分や他者を大切にできる、豊かな心の育成」「生涯にわたる、豊かな学びの実現」「ふるさとに愛着を持ち、社会に貢献できる人づくり」の三つの目標に対して、「佐川ならではの教育の推進」「豊かな心と健やかな体の育成」「生涯学習・スポーツの推進」「教育施策推進のための基盤強化」の四つの施策を柱として、教育行政を充実させてまいります。

なお本町では、「教育振興基本計画」は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって策定が義務づけられております、教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策の大綱である「教育の大綱」を兼ねており、計画に基づく取り組みの達成状況を継続的に把握・評価し、取り組みの改善を図るといった進行管理を行うために、町長が主催する「教育総合会議」で協議をしておりますので、第3期

の基本計画も同様に、着実に進行管理をしております。

次に、奨学金返還支援事業について報告いたします。

この事業は奨学金返還の支援を行うことで、UターンやIターンの動機付けや、若年層の地元への定住、就業を促進するとともに、奨学金の活用を促進し「子育てしやすいまち」の振興を図るための事業であります。

対象は佐川町の奨学金や独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、その他町長が認める奨学資金の貸与を受けて返還を行っている、もしくは年度内に返還を開始する者で、佐川町に定住し、かつ就業している者であります。助成金は、一人あたり年度ごとに24万円を上限といたします。

この事業につきましては、令和4年度から事業を開始する予定としております。

次に、小中学生の給食費の無償化について、報告いたします。

この制度は、子育て世代の経済的負担を軽減し、「子育てしやすいまち」を振興するため、町内在住の小中学生の学校給食費を無償とし、他の制度により給食費の助成を受け、無料となっている者を除く約680名の給食費を徴収しないとするものであります。

これにより、子育て世代を町全体で支え、ひいては教育の振興につなげたいと考えております。

なお、町内在住で、私学や特別支援学校などの町立学校に通学していない児童生徒につきましては、給食費に相当する一定額を助成するよう計画しております。

次に新文化拠点について報告いたします。

新文化拠点の整備につきましては、基本設計の設計業者候補を特定するためプロポーザルを実施し、応募のあった14業者の提案のうち書類審査を経て、2次審査に進んだ4業者による公開審査を昨年12月12日に実施いたしました。

その結果、ハウジング・森下大右・ishibashinagara設計共同企業体を候補とし、審査委員の要望や疑問に対し、柔軟に対応することを確認したのち、12月27日に基本設計業務委託契約を締結いたしました。

1月28日には第5回新図書館整備方針策定委員会を開催いたしました。

委員の皆様には、進捗状況と共に、新文化拠点の整備についての

方向性を説明申し上げ、御理解をいただいたうえで、今後のスケジュールと基本設計の案について事務局と設計共同企業体から説明をさせていただき、委員からは、駐車場の台数、中庭に植栽が想定されている桜の扱い、交流スペースの利活用のあり方を検討することなどの御意見をいただきました。

今後につきましては、3月21日に、オンラインで新文化拠点についての説明会を実施し、町民の皆様御意見もいただいたうえで、3月末に第6回策定委員会を開催し、整備基本計画（案）を審議していただくとともに、設計の中間報告をし、意見をいただく予定としております。

次に、成人式について報告いたします。

令和4年成人式は、出席者の御理解と御協力をいただきながら、密を避け、マスク着用・消毒など感染症対策を徹底したうえで、1月9日に桜座にて開催をいたしました。

当日出席者は、対象者144名の73.1%にあたる106名で、昨年の参加割合の63.9%から1割ほどの増加でありました。

町としても精一杯のお祝いの気持ちを表せたものと考えており、大変うれしく感じております。御家族の皆様からも喜びの声をお聞かせいただきました。

次に、町民プールの休止について報告いたします。

町民プールにつきましては、1月21日にろ過ポンプの故障が発生し、修繕工事を行うため、3月10日までの予定で利用を中止しておりましたが、修繕工事が終了し、本日3月4日より通常の利用が可能となっております。

休止期間中、利用者の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしました。この場をお借りしましてお詫び申し上げます。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

医師確保について報告いたします。

高北病院では、本年度、総合診療専門研修プログラムの専攻医を受け入れておりましたが、3月末で研修が修了いたします。来年度につきましては、高知医療センターが実施しております「高知医療センター内科専門研修プログラム」に所属している医師を内科専攻医として、1年間受け入れることとしております。

また、常勤の任期付職員である産婦人科医師が任期満了により、本年度末をもって退職いたしますので、来年度当初の常勤医師の体

制は内科 6 名、整形外科 1 名の 7 名体制となりますが、年度途中に 1 名の常勤内科医師の採用が見込まれており、最終的には常勤医師 8 名体制になる予定となっております。

4 月から常勤医師が不在となる産婦人科の診療体制につきましては、非常勤医師による週 2 日の診療となります。4 月は現在の産婦人科医師が週 2 日の診療を行います。5 月には新しい非常勤医師 1 名が着任し、それぞれ週 1 日の診療を行う予定としております。

その他の非常勤医師につきましては、高知大学医学部附属病院、高知医療再生機構、高知医療センター、仁淀川町立大崎診療所などの御協力をいただき、本年度と同じ体制が取れる見込みでございます。

今後も、地域の皆様の期待に応える病院づくりに取り組んでまいりますので、引き続き、病院事業に一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が 2 件、議案が 41 件となっております。

御審議のうえ、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第 5、請願取下申出の件についてを議題とします。

令和 3 年 12 月定例会において、産業厚生常任委員会に付託中であり、受理番号 4 号、斗賀野老人憩いの家の存続と耐震化に関する請願書については、請願者からお手元に配付しております請願取下申出書が提出されました。

お諮りします。

請願取下申出書の理由のとおり、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、請願取下申出書の件を許可することに決定しました。

日程第 6、陳情についてを議題とします。

本日までに受理した陳情はお手元に配付しました陳情文書表のとおりです。受理番号 5 号、6 号、7 号を産業厚生常任委員会に付託します。

日程第7、報告第2号、専決処分の報告について、日程第8、報告第3号、専決処分の報告について、以上、2件を議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは、報告案件について御説明申し上げます。

報告第2号、専決処分の報告につきましては、令和2年度・3年度佐川町デジタル防災行政無線システム整備工事の工事請負契約の変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年2月4日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

契約金額につきましては、253万3,300円の減額となっております。

変更の内容は追加したものとしまして、主に屋外拡声子局を地元要望により西山組に1カ所追加したことと、減額としまして、防災アプリLINEへの移行により、個別受信器の台数を現在の対応状況から減らしたことと、現在、アプリ、LINEの選定により減額となったものであります。

続きまして、報告第3号、専決処分の報告につきましては、旧四国電力佐川社宅耐震改修工事の工事請負契約の変更契約の締結につきまして、地方自治法180条第1項の規定により令和4年2月24日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

契約金額につきましては、49万3,900円の増額となっております。この工事につきましては、今回提出議案にあります、佐川町地域優良賃貸住宅として使用するための工事となっております。

変更の内容は主に廊下部分のフローリングが沈む箇所の張り替えや老朽化が著しい建具の更新により増額となったものであります。報告は以上でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（西森勝仁君）

報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

ここで 15 分休憩します。

休憩 午前 10 時 1 分

再開 午前 10 時 15 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9、議案第 2 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 11 号）から日程第 49、議案第 42 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上 41 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案について御説明を申し上げます。

議案第 2 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 11 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1 億 9,238 万 5 千円を増額し、総額を歳入歳出それぞれ 93 億 3,821 万 2 千円とするものであります。

議案第 3 号、令和 3 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1 億 3,915 万 2 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 1,225 万円とするものであります。

議案第 4 号、令和 3 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 189 万 5 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 3,730 万 4 千円とするものであります。

議案第 5 号、令和 3 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 3,888 万 7 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 4,257 万 3 千円とするものであります。

議案第 6 号、令和 3 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 582 万 5 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,151 万 4 千円とするものであります。

議案第 7 号、令和 3 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、収益的収入支出予算及び資本的収入支出予算の減額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予算額を収入 1 億 9,571 万円、支出 1 億 6,108 万円に補正し、資本的収入及び支出の既決予算額を収入 2 億 1,263 万 8 千円、支出 3 億 47 万 1 千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 8 号、令和 3 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては収益的収入支出予算及び資本的収入予算の増額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を収入、18 億 669 万 4 千円、支出 17 億 7,286 万 7 千円に補正し、資本的収入の既決予算額を 1 億 2,254 万 1 千円に補正するものであります。

議案第 9 号、令和 4 年度佐川町一般会計補正予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 92 億 394 万 4 千円とするものであります。

議案第 10 号、令和 4 年度佐川町国民健康保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 17 億 7,342 万 1 千円とするものであります。

議案第 11 号、令和 4 年度佐川町学校給食特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 6,451 万 7 千円とするものであります。

議案第 12 号、令和 4 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 4,371 万 6 千円とするものであります。

議案第 13 号、令和 4 年度佐川町介護保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 4,430 万円とするものであります。

議案第 14 号、令和 4 年度佐川町後期高齢医療特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,236 万 9 千円とするものであります。

議案第 15 号、令和 4 年度佐川町水道事業会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予算額を収入 2 億 2,022 万円、支出 1 億 7,464 万 2 千円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 1 億 5,547 万 4 千円、支出 2 億 7,248 万 7 千円と定めるものであります。

議案第 16 号、令和 4 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、

収益的収入及び支出の予定額を収入 17 億 6,320 万円、支出 17 億 6,170 万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 1 億 3,374 万円、支出 2 億 2,449 万 5 千円と定めるものであります。

議案第 17 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在のチーム佐川推進課を佐川町のまちづくりを推進するための課であるとわかりやすく思っていただけのように、まちづくり推進課に名称を変更するためと、国土調査事業について、現在調査も終了し、事業が縮小となっていることから、国土調査に関する事務分掌を現在の建設課から税務課に変更するため条例の一部を改正するものであります。

議案第 18 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院規則の改正に伴い、非常勤職員の育児休業、部分休業の取得要件について改正をするため条例の一部を改正するものであります。

議案第 19 号、佐川町地域優良賃貸住宅管理条例の制定につきましては、旧四国電力社宅を地域優良賃貸住宅として使用するため、その設置及び管理について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 20 号、佐川町消防団の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員の処遇改善を行うものとして、執務及び報酬についてそれぞれ増額するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 21 号、佐川町立老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、黒岩老人憩いの家について、設置から 44 年が経過し施設の老朽化が激しいことに加え、利用者もいないことなどから廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 22 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川小学校の敷地で運営している放課後児童クラブを、新型コロナウイルス感染拡大防止のための適切な距離を確保するため、現在の 2 教室から 3 教室に増やすため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 23 号、佐川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル化を推進するため、書面等によることが規定さ

れているものについて、電磁的方法による対応を可能とする内容の内閣府令が発令されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 24 号、小富士集会所の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、荷稻自治会と青去自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 25 号、尾川地区住民センターの指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、山田自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 26 号、斗賀野集落活動センターあおぞらの指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 27 号、集落活動センターくろいわの指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、黒岩いきいき応援隊を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 28 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、特定非営利活動法人、とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 29 号、斗賀野老人憩いの家の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、斗賀野老人クラブを指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第 30 号、ふれあいセンターけいとうの指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する

る条例、施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、西山組自治会を指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第31号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定につきましては、佐川町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号、佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、佐川星を観る会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号、四ツ白太刀踊保存伝承館の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、四ツ白自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更につきましては、構成団体の津野山広域事務組合及び幡多中央環境施設組合が、令和4年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退すること及び、このことに伴う規約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分につきましては、高幡東部清掃組合に帰属させることについて、議会の議決を求めるものです。

議案第36号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分につきましては、高知縣市町村総合事務組合の負担金条例の規定により算出した額を幡多中央環境施設組合に還付することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第37号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定任期付職員に対して支給する期末手当の率の改定について、国に準拠しまして、引き下げを行うものとするものであります。

議案第 38 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員に対して支給する期末手当の率の改定について、国に準拠しまして引き下げを行おうとするものなどであります。

議案第 39 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町長等に対して支給する期末手当の率の改正について、国に準拠した一般職の職員の例により引き下げを行おうとするものなどであります。

議案第 40 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、教育長に対して支給する期末手当の率の改定について、国に準拠した一般職の職員の例により引き下げを行おうとするものなどであります。

議案第 41 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会議員に対して支給する期末手当の率の改定について、国に準拠した一般職の職員の例により引き下げを行おうとするものなどあります。

議案第 42 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、会計年度任用職員に対して支給する令和 4 年 6 月の期末手当に関する特別措置を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

以上が、本定例会に提出させていただく付議事件でございます。なお、各議案の詳細につきましては、担当課局次長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から、議案第 2 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 11 号）につきまして、説明をさせていただきます。少し説明が長くなりますことを御了承いただきますようお願いいたします。

補正予算書の 6 ページをお開きください。補正予算書の 6 ページになります。

6 ページ目のほうは第 2 表の繰越明許費の補正となっております。1 の追加につきまして説明をさせていただきます。上のほうの表になります。説明につきましては、款、項を省略し、事業名で順に説明をさせていただきます。

まず 1 番上になります、電子計算費 402 万 6 千円につきましては、

自治体中間サーバープラットフォーム移行業務委託料となっており、当該業務で要する機器の調達が半導体の供給不足により遅延しているため、繰り越しをするものとなっております。

その下になります、法務管理費 143 万円は、地方公務員の定年引き上げ等に伴う例規整備支援業務となっており、国からの制度改正に関する情報の提供がおくれており、本年度中に制度の内容を踏まえた例規整備を行う事が難しくなったため、繰り越しをするものとなっております。

その下の新型コロナウイルス対策事業 1 億 8,741 万 2 千円は非課税世帯等への臨時特別給付金事業の給付金となっており、国の事業が令和 4 年 1 月から 12 月に施行されるため、繰り越しをするものです。

その下の戸籍住民基本台帳費 270 万 6 千円は、社会保障税番号制度システム改修委託料となっており、当初は令和 4 年度に行われる予定でありましたが、本年度に前倒しとなり、国からのシステム改修仕様書が本年 2 月に提示をされましたが、年度内の改修が難しいため、繰り越しをするものとなっております。

その下の子育て世帯への臨時特別給付金事業 51 万円は、給付金の申請期限を令和 4 年 4 月 15 日までとしているため、繰り越しをするものです。

その下の佐川町新生児特別定額給付金事業 50 万円は、給付金の申請期限を令和 4 年 4 月 30 日までとしているため、繰り越しをするものです。

その下の水道会計繰越金事業 514 万 5 千円は、上水道事業変更届出書設計委託となっており、関係機関との協議に時間を要したことによる業務期間の延長により、繰り越しをするものです。

その下の基盤整備事業 625 万円は、農業競争力強化農地整備事業実施計画書策定負担金となっており、県事業の繰り越しに伴い繰り越しをするものです。

その下の山地災害防止事業 1,559 万 8 千円は、永野地区山地災害防止対策工事となっており、佐川町道の駅建設予定地に隣接する火薬庫移転に伴い工事を発注する予定であり、地元調整に時間を要しているため、繰り越しをするものです。

その下の持続可能な林業推進事業 220 万円は、森林 I C T プラットフォーム改修委託料となっており、改修に伴う所有者等のデータ

整理に不測の時間を要し、着手がおくれ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により打ち合わせが困難となったことにより、繰り越しをするものです。

その下のおもちゃ美術館事業 110 万円は、おもちゃ美術館整備推進事業委託業務となっており、事業実施について検討中のため業務を中止していることから、年度内完了が困難なため繰り越しをするものです。

その下の佐川町道の駅事業 3,799 万 7 千円は、火薬庫移転補償費関係経費となっており、火薬庫移転に伴う地元調整に想定以上の時間を要しており、年度内の実施が困難なため、繰り越しをするものです。

その下のまちまるごと植物園事業 350 万円は、牧野富太郎博士生誕 160 年記念事業費補助金となっており、令和 3 年 10 月から令和 5 年 3 月末まで実施する事業に対する補助であることから、繰り越しをするものです。

その下の道路施設修繕事業（地方債）298 万円は、町道横山線舗装補修工事となっており、水道管理設後の施工となり、標準工期が確保できないため、繰り越しをするものです。

その下の道路橋梁新設改良事業（県工事負担金）259 万 4 千円は、県施工の県道工事に対する負担金となっており、県工事が繰り越しの施工となることから、負担金の繰り越しが必要となったため、繰り越しをするものです。

その下の木造住宅耐震化支援事業、2,583 万 6 千円は木造住宅の耐震診断費や耐震工事などとなっており、住宅所有者からの補助申請が令和 4 年度になる見込みであるため、繰り越しをするものです。

その下の桜座管理運営費 924 万円は、桜座のワイヤレスシステム更新工事や電気設備修繕工事となっており、コロナ禍の影響により必要な部品、部材の調達が困難になっているため、繰り越しをするものです。

その下の農林水産業施設災害復旧事業 755 万円は、災害発生時期が遅く、工事発注時期がずれ込み、標準工期が確保できないため、繰り越しをするものです。

その下の公共土木施設災害復旧事業 2,400 万円も災害発生時期が遅く、工事発注時期がずれ込み、標準工期が確保できないため、繰り越しをするものです。

その下の急傾斜地崩壊対策事業（県工事負担金事業）3,129万4千円は、県施工の急傾斜地崩壊対策工事に対する負担金となっており、県工事が繰り越しての施工となることから、負担金の繰り越しが必要となったため、繰り越しをするものです。

次に、その下の表になります。2変更につきまして説明をさせていただきます。説明につきましては、先ほどと同様に事業名で順に説明をさせていただきます。

まず、地方道路交付金事業につきましては、12月定例会で議決いただいた同事業の繰越明許費について、金額を6,925万3千円増額し、9,330万2千円とするもので、この増額は河川協議により施工時期が限定されるため、工事請負費を繰り越すものと、町道宇治谷1号線ほか道路測量設計委託業務などが地元調整に不測の日数を要したため、繰り越しをするものです。

その下の河川総務費につきましても、12月定例会で議決いただいた同事業の繰越明許費について、金額を1,323万7千円増額し、5,154万4千円とするもので、この増額は普通河川横山川河川改修工事について、他事業との調整に不測の日数を要したため、繰り越しをするものです。

その下の社会教育総務費につきましては、9月定例会で議決いただいた新文化拠点（新図書館基本設計業務）の繰越明許費について、金額を26万8千円減額し、1,089万とするもので、実績見込みにより減額をするものとなっております。

次に7ページの第3表、地方債補正について説明をさせていただきます。

1変更で起債の目的欄、町道施設整備事業につきましては、工事入札減による事業費の減額により、限度額を2億70万円に減額するものであります。佐川小学校大規模改修事業につきましては、国庫補助金の当初見込み額よりの増額に伴い、限度額を5,180万円に減額するものです。

尾川小学校改修事業につきましては、工事入札減による事業費の減額により限度額を980万円に減額するものです。

山地災害防止事業につきましては、工事設計金額による事業費減額や工事入札減による事業費の減額により、限度額を3,890万円に減額するものです。

消防自動車等更新事業につきましては、入札減による事業費の減

額により限度額を 2,930 万円に減額するものです。

消火栓設置事業につきましては、水道会計の消火栓設置に要する事業費の減額により、限度額を 190 万円に減額するものです。

佐川町防災行政無線システム整備事業につきましては、契約変更による事業費の減額により、限度額を 2 億 4,030 万円に減額するものです。

道の駅整備事業につきましては、建設予定地の隣接地購入費の減額により、限度額を 5,590 万円に減額するものです。

水道会計出資債につきましては、水道会計の上水道の出資に要する事業費の減額により限度額を 2,280 万円に減額するものです。

役場庁舎非構造部材等耐震化事業につきましては、変更契約により、起債対象事業費が増額となったことにより、限度額を 9,490 万円に増額するものです。

河川改修工事につきましては、入札減による事業費の減額により、限度額を 1 億 8,370 万円に減額するものです。

急傾斜地崩壊対策事業（県工事負担金事業）につきましては、県工事負担金の最終割り当て金額確定により、限度額を 3,040 万円に減額するものです。

農林水産業施設災害復旧事業につきましては、災害件数が見込みより少なかったことによる事業費の減額により限度額を 80 万円に減額するものです。

公共土木施設災害復旧事業につきましても、災害件数が見込みより少なかったことによる事業費の減額により、限度額を 980 万円に減額するものです。

この起債についての起債の方法、利率、償還の方法につきましては、令和 3 年度一般会計の当初予算の地方債と同じ内容となっております。

続きまして、歳出のほうの説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出とも実績見込みなどによる不用額の精査を行いましたことにより、主には不用額の減額補正という内容となっております。

増減額の大きいものなどにつきまして説明をさせていただきます。

事項別明細書の 28 ページ、29 ページをお開きください。28 ページ、29 ページになります。

29 ページの中ほどからちょっと下になります。2 款、1 項、1 目

一般管理費、18節負担金・補助及び交付金、説明欄の人事交流職員人件費負担金1,620万6千円は高知県との人事交流職員1名と新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に関する高知県からの派遣職員2名、合わせて3名分の高知県への負担金となっております。

その下の段になります。24節積立金説明欄の減債基金積立金1億円と牧野博士顕彰基金積立金2千万円と公共施設整備基金積立金1億5千万円は今回の補正予算での歳入の一般財源増額分と各事業の減額に伴い、その財源としていた一般財源を将来的にそれぞれの基金の目的に沿った事業等に充てるため、積み立てをするものとなっております。地域振興基金積立金の△8,146万円は、新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴い実施する周辺安全対策や地域振興対策に係る経費について、県から交付される交付金を積み立てるものとなっております。本年度の町の経費見込み額による減額となっております。

その2つ下の段になります。3目財産管理費、14節工事請負費の△1,400万円は役場庁舎非構造部材等耐震改修工事の完了に伴い、不用額を減額するものとなっております。

続きまして30ページ、31ページをお開きください。

31ページの上から4段目になります。4目企画費、7節報償費、説明欄の記念品1,200万円とその3つ下の段になります、11節役務費、説明欄の郵送料750万円と、手数料100万円は歳入で説明いたします、ふるさと納税に係る寄附金の増額見込みにより、関係経費を補正するものとなっております。

そこから3つ下の段になります。24節積立金の説明欄、ふるさと納税寄附金基金積立金4千万円はこちらも歳入で説明をいたします、ふるさと納税に係る寄附金の増額見込み額を基金に積み立てるものとなっております。

続きまして、32ページ、33ページをお開きください。

33ページの下から数えまして3段目になります。11目新型コロナウイルス対策費、12節委託料、説明欄の新型コロナウイルス感染拡大対策プレミアム付商品券委託料△550万8千円は、実績見込みにより不用額を減額するものです。

その2つ下の段になります。18節負担金・補助及び交付金、説明欄の新規事業支援事業費補助金△672万9千円も、実績見込みにより不用額を減額するものです。

その下の佐川町バス等新型コロナウイルス対策補助金△431万6千円も、実績見込みにより不用額を減額するものです。

34 ページ、35 ページをお開きください。34 ページ、35 ページになります。

35 ページの下から2段目になります。3項、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料、説明欄の社会保障税番号制度システム改修委託料270万6千円はデジタル社会形成整備法による、住民基本台帳法の一部改正によりマイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化の実現を図ることを目的にシステム改修を行う必要があるため補正をするものとなっております。

続きまして、40 ページ、41 ページをお開きください。40 ページ、41 ページになります。

41 ページの中ほどよりちょっと下のほうになります。3款、1項、1目社会福祉総務費、19節扶助費、説明欄の障害福祉サービス費300万円はサービス利用者の増により、居宅介護、共同生活援助、就労継続支援、計画相談の給付費が増となったため補正をするものとなっております。

その下の段になります、22節償還金、利子及び割引料、説明欄の障害者医療費負担金返還金486万円は、実績見込みに基づき交付決定され、翌年度の実績報告により精算されることとなっております、令和2年度分について過大交付となりました国、県からの負担金の超過分を返還するものとなっております。

同じページの下から2段目になります。2目老人福祉費、18節負担金・補助及び交付金説明欄の後期高齢者医療給付費負担金△2,247万7千円は、後期高齢者医療広域連合からの変更通知により減額するものとなっております。

続きまして44 ページ、45 ページをお開きください。

45 ページの中ほどになります、3項、2目児童福祉費、12節委託料、説明欄の私立保育所運営費△280万円は、実績見込みにより不用額を減額するものです。

その下の広域入所分保育所運営費270万円も実績見込みにより、不測見込み、270万円は実績見込みにより不測見込み額を補正するものとなっております。

その下の段になります、18節負担金・補助及び交付金、説明欄の中ほどになります。低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活

支援特別給付金△615万円も実績見込みにより不用額を減額するものです。

続きまして、48ページ、49ページをお開きください。

49ページの中ほどよりちょっと下になります。4款、1項、2目予防費、12節委託料の説明欄、ワクチン接種体制整備委託料△787万3千円は、新型コロナワクチン接種を実施するため病院に委託していましたが個別接種に対する委託料の見込みの減により減額するものとなっております。

その下の段になります、18節負担金・補助及び交付金、説明欄の佐川町新型コロナワクチン接種交通費助成事業補助金△440万円は、実績見込みにより不用額を減額するものです。

続きまして、50ページ、51ページをお開きください。

51ページの中ほどよりちょっと下になります。5目他会計操出金、27節操出金、説明欄の水道会計操出金（地域振興策）△1,287万3千円は水道会計で実施する地域振興策に係る消火栓、配水管布設工事などの実績見込みの減に伴う操出金の減額となっております。

続きまして、54ページ、55ページをお開きください。

55ページの上から3段目になります。5款、1項、3目農業振興費、18節負担金・補助及び交付金説明欄の中ほどになります、新規就農研修生支援等補助金△449万2千円は、実績見込みにより不用額を減額するものです。

その下の家賃補助△435万3千円と、その2つ下の地域おこし協力隊起業支援補助金△400万円は、実績見込みにより地域おこし協力隊員への家賃補助と起業支援補助金の不用額を減額するものです。

続きまして、56ページ、57ページをお開きください。

57ページの下から数えまして2段目になります。2項、2目林業振興費、14節工事請負費説明欄の山地災害防止工事△1,845万5千円とその下の段の18節負担金・補助及び交付金説明欄の中ほど、緊急間伐総合支援事業△1,300万円と、その下の自伐型林業推進事業△500万円も実績見込みにより不用額を減額するものです。

次に、58ページ59ページをお開きください。

59ページの中ほどより少し上になります。6款、1項、1目商工振興費、12節委託料説明欄の浜口邸指定管理料△543万9千円も実績見込みにより不用額を減額するものです。

その2つ下の16節公有財産購入費説明欄の用地購入費、△1,350

万1千円は道の駅事業に係るもので実績見込みにより不用額を減額するものとなっております。

下から数えまして2段目になります。7款、1項、2目道路橋梁維持費、14節工事請負費説明欄の町道改良工事△978万8千円も実績見込みにより不用額を減額するものです。

続きまして60ページ、61ページをお開きください。

61ページの上から数えまして5段目になります。3目橋梁新設改良費、12節委託料説明欄の地方道路交付金事業測量及び試験委託料△640万6千円とその2つ下の段の16節公有財産購入費、説明欄の用地購入費△733万4千円と、その2つ下の段の21節、補償補填及び賠償金説明欄の支障物移転補償△120万8千円は委託業務用地購入補償が完了したため、その残額を14節にあります工事請負費の説明欄、町道改良工事1,494万8千円に組みかえるものとなっております。

続きまして少し飛びます。80ページ81ページをお開きください。少し飛んで80ページ81ページになります。

81ページの上から数えまして2段目になります。9款、5項、1目保健体育総務費、21節補償補填及び賠償金説明欄の町民プール使用中止対応営業補償金222万円は町民プールのろ過ポンプの故障により、本年1月21日から3月10日までの期間、プール及びスイミングスクールの営業ができないことによる営業補償金となっております。この金額につきましては、補正予算編成時の見込み期間、先ほど申しました1月21日から3月10日までの期間で計算した金額となっております。町長の行政報告でもありましたように、修繕工事が終了し、本日より通常の利用が可能となっております。

続きまして、下から4段目になります。10款、1項、1目農業用施設災害復旧費、14節工事請負費説明欄の災害復旧工事△2,245万円は実績見込みにより不用額を減額するものです。

続きまして82ページ、83ページをお開きください。

83ページの2つ目の表の上から数えまして3段目になります。2項、1目土木施設災害復旧費、14節工事請負費説明欄の災害復旧工事△816万7千円と、その2つ下の段になります、2目がけくずれ住家防災対策費、14節工事請負費説明欄のがけくずれ住家防災対策工事△2千万円も実績見込みにより不用額を減額するものです。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明のほうをさせていただきます。

12 ページ、13 ページをお開きください。12 ページ、13 ページの歳入となります。こちらのほうも数が多いので主なものだけ説明をさせていただきます。

まず、1 款の町税につきましては、1 項の町民税から 4 項の町たばこ税について、本年度の課税額をもとにしました収納見込みについての補正ということになっております。

その次に、14 ページ、15 ページをお開きください。14 ページ、15 ページになります。

15 ページの上から数えまして 3 つ目の表に 7 款、1 項、1 目地方消費税交付金、1 節地方消費税交付金の 2,088 万 5 千円は交付見込みによる増額となっております。

そこから数えて 2 つ下の表になります。10 款、1 項、1 目地方交付税、1 節地方交付税の 1 億 3,954 万 1 千円は普通交付税について臨時経済対策費及び臨時財政対策償還基金費が新たに創設され、再算定を行った結果、増額となったものとなっております。

一番下の表の上から 2 段目になります。12 款、2 項災害復旧費負担金、1 節公共土木施設災害復旧費説明欄のがけくずれ住家防災対策事業負担金△500 万円は歳出でも説明しました事業実績見込みによりこちらのほうも減額となっております。

続きまして、16 ページ、17 ページをお開きください。

17 ページの一番下の表の 1 段目になります。14 款、2 項、1 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金説明欄の子育て世帯生活支援特別給付金事業交付金△614 万 4 千円と、その下の段にあります 2 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金△658 万 5 千円も実績見込みにより歳出のほうが減額となっておりますそれに伴う減額となっております。

一番下の段になります。5 目教育費国庫補助金、3 節小学校費補助金説明欄の学校施設環境改善交付金（施設助成課事業）2 千万円は佐川小学校大規模改修事業にかかる補助金となっております。当初見込み額より増額となったものです。

続きまして、18 ページ、19 ページをお開きください。

19 ページの上から 2 段目になります。2 項、8 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金の説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地

方創生臨時交付金は今回交付される同交付金のうち、1,678万円を今回財源として充当するものとなっております。

一番下の表の1段目になります。15款、2項、1目総務費県補助金、説明欄の周辺安全対策交付金の△3,937万円と、その下の地域振興対策交付金△4,209万2千円は、新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴い実施する周辺安全対策や地域振興対策に係る経費について県から交付される交付金で歳出のほうでもこの同額を減額としております。本年度の町の経費見込み額により減額となっております。

下から2段目になります。3目、衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金説明欄の上水道整備支援補助金△1,243万4千円は、事業実績見込みによる減額となります。続きまして20ページ、21ページをお開きください。

21ページの上から2段目になります。4目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金説明欄の緊急間伐総合支援事業補助金△1,041万3千円と、その4つ下の段になります、7目災害復旧費県補助金、1節農林水産業施設災害復旧費補助金△1,208万9千円と、その2つ下の段の3節公共土木施設災害復旧費補助金の説明欄、がけくずれ住家防災対策事業補助金△1千万円は事業実績見込みによる減額となっております。

続きまして22ページ、23ページをお開きください。

23ページの一番上の段になります。17款、1項、4目ふるさと寄附金、1節ふるさと寄附金の4千万円は、ふるさと納税に係る寄附申し込み額が12月補正で増額した見込み額以上に増加しており、今回さらに寄附見込み額を増額するものとなっております。当初は2億5千万円、そして12月補正で7千万円追加いたしまして、3億2千万円。今回4千万円追加いたしますので、トータルで合計で3億6千万円ということになっております。

その下の表の1段目の18款、1項、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金△2億5,713万9千円は、今回の補正予算の歳出の減額に伴い繰入金を減額するものです。

その下の段の2目その他基金繰入金、1節その他基金繰入金説明欄のふるさと納税寄附金基金繰入金1,065万2千円は歳出で説明をいたしましたふるさと納税にかかる寄附金関係経費の財源とするため、繰り入れるものとなっております。

その下の表の 20 款、3 項、2 目雑入、3 節雑入説明欄の雑入、922 万 1 千円は主に令和 2 年度の高知県後期高齢者医療広域連合への医療給付に要する経費、負担金、その負担金の精算金として入ってくるものとなっております。

1 番下の表の 1 番上の段になります。21 款、1 項、1 目土木債説明欄の公共施設等適正管理推進事業債△810 万円は工事入札減による事業費の減額により減額するものです。

その 2 つ下の段になります。2 目教育債、1 節学校施設整備債説明欄の学校施設整備債△2,120 万円は、佐川町佐川小学校大規模改修事業につきまして、国庫補助金の当初見込み額よりの増額に伴い、財源とするこの起債を減額するものとなっております。

その下の 3 目災害復旧債、1 節農林水産業施設災害復旧債、△1,040 万円は災害件数が見込みより少なかったことによる事業費の減額により減額するものとなっております。

続きまして 24 ページ、25 ページをお開きください。

25 ページの 1 番上の段になります。2 節公共土木施設災害復旧債説明欄の現年災害△590 万円も災害件数が見込みより少なかったことによる事業費の減額により減額するものです。

その下の段の 5 目農林水産業債、2 節林業債説明欄の緊急自然災害防止対策事業費△1,430 万円は工事設計金額による事業費の減額により減額するものとなっております。

その 3 つ下の段になります。9 目総務債、1 節一般施設整備事業債 1,140 万円は最初の地方債でも説明しましたとおり、役場庁舎非構造部材等耐震改修事業につきまして、変更契約により起債対象事業費が増額となったことにより増額するものです。

その下の段の 11 目商工債、1 節商工振興債△1,350 万円は道の駅整備事業につきまして建設予定地の隣接地購入費の減額により減額するものとなっております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

町民課長（片岡和子君）

それでは議案第 3 号、令和 3 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、実績見込みに合わせたものとなっております。主に保険給付費の減額に伴うものとなっております。それでは、歳出から説明させていただきます。

補正予算書の事項別明細書 12 ページ、13 ページをお開きください。

下から 2 番目の表の 2 款、1 項、1 目一般被保険者療養給付費及び 3 目一般被保険者療養費につきましては、実績見込みにより合計 8,087 万 2 千円の減額補正を行うものです。

また、その下の表の 2 款、2 項、1 目一般被保険者高額療養費につきましても実績見込みにより 4,655 万 8 千円の減額補正を行うものです。なお、保険給付費の実績見込み額につきましては、当初予算額を下回るものの、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響を大きく受けました令和 2 年度よりは多くなるものと見込んでおります。

次のページ 14 ページ、15 ページをお願いします。

1 番上の表、2 款、6 項、1 目傷病手当金につきましては、現時点で申請がないので、300 万円の減額補正をさせていただいております。なお、この制度の利用が必要な方に抜け漏れなく御利用いただけますよう、国民健康保険被保険者証送付の際に周知文書を同封するなど周知を図ってまいります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

8 ページ、9 ページをお願いします。

1 番上の表の 1 款、1 項、1 目一般被保険者国民健康保険税と 2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、現時点での賦課調停額に合わせまして、合計 849 万円の増額補正を行うものです。

2 番目の表の 3 款、1 項、1 目保険給付費等交付金の説明欄、普通交付金につきましては、保険給付費相当額が県から交付されるもので、給付額の減額に合わせまして 1 億 2,743 万円の減額補正を行うものです。

続きまして 10 ページ、11 ページをお願いします。

上から 2 番目の表、5 款、2 項、1 目国民健康保険事業、財政調整基金繰入金につきましては、前年度からの繰越金や国保税の調停額が増えたことなどによりまして、不用の見込みとなり、4,009 万 4 千円の減額補正を行うものです。間違えました。400 です。すみません。409 万 4 千円の減額補正を行うものです。

そして、1 番下の表、8 款、2 項、4 目国民健康保険制度関係補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減った被保険者の保険税減免額の 10 分の 6 を国費として受け入

れるもので、47万8千円を増額補正するものです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

建設課長（池内伸雄君）

それでは、私のほうから議案第4号、令和3年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

補正予算書12ページ、13ページをお開きください。

1款、1項、2目維持管理費、11節役務費24万円につきましては、実績見込みによるもの及び説明欄の最下段に記載のあります公営企業会計移行事務委託について、業務内容を精査の上、見直しを行い安価に契約をしたこと、14節工事請負費6千円につきましては、工事の完了により事業費が確定したこと、以上のことからそれぞれ不用額を減額するものであります。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

ページを戻っていただきまして、10ページ、11ページをお開きください。

3款、1項、1目農業集落排水事業補助金7万円につきましては、農業集落排水事業補助金が当初見込みを下回ったことから減額をするものであります。

5款、1項、1目一般会計繰入金、72万5千円につきましては歳出予算の減額に伴いまして、減額をするものであり、2目、基金繰入金30万円につきましては施設の維持管理のための経費の財源に充てるため増額をするものであります。

8款、1項、1目町債140万円につきましては、歳出予算の減額に伴いまして、減額をするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは、議案第5号、令和3年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

今回の補正内容につきましては令和3年度の決算見込みに伴う不用額の減額、及び不足見込み額に対します増額となっております。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。歳出の事項別明細書になります。

増減の額が1千万円を超えるものについてのみ御説明をさせていただきます。

この12ページ、13ページの2段目の表になります、2款、1項、1目居宅介護サービス給付費、これにつきましては、利用者数が第8期の介護保険事業計画で算出いたしました計画値を下回る見込みであることなどから、1,450万円の減額といたします。

同じ表の3目施設介護サービス給付費につきましても、特別養護老人ホーム等の利用実績が予算額を下回る見込みでありまして、5,741万7千円の減額といたします。

同じ表の9目地域密着型介護サービス給付費につきましては、令和2年度に開場いたしました共生型施設などの利用実績が第8期計画で算出いたしました計画値より伸びておりますことから5千万円の増額といたしております。

続きまして、歳入のほうになりますが、戻りまして8ページ、9ページから10、10ページ、11ページまでが歳入となります。

こちらにつきましては、先ほど申し上げました歳出のサービスの増減に伴いまして、3款の国庫支出金、4款の支払基金交付金、5款の県支出金、それから7款の一般会計繰入金等について、それぞれ介護保険制度で定められております財源負担比率に応じまして増減を行っております。

最後に、10ページ、11ページの7款の繰入金、介護保険事業運営基金繰入金については、歳出の増減によりまして、今回運営基金の繰入金を943万2千円減額をしております。

以上です。よろしく申し上げます。

町民課長（片岡和子君）

それでは、議案第6号、令和3年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、主に保険料調定見込み額及び前年度繰越金の計上による歳入額の増額、並びにそれに伴います後期高齢者医療広域連合納付金の歳出額の増額となっております。

補正予算書の事項別明細書の10ページ、11ページをお開きください。歳出から説明をさせていただきます。

下の表の2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料調停額の増額や前年度からの繰越金の計上により、651万1千円の増額補正を行うものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

1 ページ戻っていただきまして、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

1 番上の表、1 款、1 項、1 目特別徴収保険料と2 目普通徴収保険料につきましては、調定見込み額に合わせまして、合計 383 万 1 千円の増額補正を行うものです。

次の表の3 款、1 項、3 目保険基盤安定繰入金につきましては、所得の低い被保険者の保険料軽減分補填のため、一般会計から繰り入れるものですが、実績見込みに合わせまして 116 万 2 千円の減額補正を行うものです。

続きまして、1 番下の表、6 款、1 項、1 目繰越金につきましては、令和 2 年度からの繰越金を計上するもので、384 万 2 千円の増額補正を行うものです。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

建設課長（池内伸雄君）

それでは私のほうから議案第 7 号、令和 3 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明をさせていただきます。

補正予算書 7 ページ、8 ページをお開きください。

令和 3 年度佐川町水道事業会計予算事項別明細書となっております。

まず、収益的収入及び支出から説明をさせていただきます。上の表、収入をごらんください。

1 款、2 項、4 目消費税及び地方消費税還付金につきましては、資本的支出で説明をさせていただきますが、建設改良費にかかる事業費用の減少により、消費税を納付する見込みとなることから、451 万 5 千円を減額するものであります。水道事業収益の補正後の金額は 1 億 9,571 万円となっております。

下の表、支出をごらんください。

1 款、1 項、1 目原水及び浄水費、委託料 165 万円につきましては業務の完了により事業費が確定したこと、下段、修繕費 55 万円につきましては実績見込みによりそれぞれ不用額を減額するものであります。

2 目配水及び給水費、委託料 17 万 2 千円につきましても業務の完了により事業費が確定したことから不用額を減額するものであります。

続きまして8ページ、4目総係費につきましては、事業執行に伴います各必要経費について執行見込み額に応じた経費の不用額61万5千円を減額するものであります。

2項、2目、消費税及び地方消費税につきましては、建設改良費に係る事業費用の減少により生じる消費税納税額の増加見込み額として、80万円を補正するものであります。事業費用は合計218万7千円の減額、補正後の金額は1億6,108万円となっております。

ページ1枚めくっていただいて、9ページをごらんください。

資本的収入及び支出について説明をさせていただきます。

上の表、収入をごらんください。1款、2項、1目国庫補助金、3目他会計補助金、3項、1目工事負担金、4項、1目一般会計出資金につきましては、配水管布設工事など建設改良費にかかる事業費用が減少したことからそれぞれ減額をするものであります。資本的収入は合計1,632万6千円の減額、補正後の金額は2億1,263万8千円となっております。

下の表、支出をごらんください。1款、1項、1目拡張工事費につきましては、新規要望の2カ所や加茂地区での配水管布設工事などの入札減により執行見込み額が既決予定額を下回ることから不用額2,473万5千円を減額するものであります。

2目改良工事費につきましては5カ年計画に基づき実施しております基幹管路の耐震化事業など、配水管布設工事などの入札減により、執行見込み額が既決予定額を下回ることから不用額3,010万円を減額するものであります。

3目営業設備費につきましては業務の完了により事業が確定したことから不用額12万1千円を減額するものであります。資本的支出は合計5,495万6千円の減額、補正後の金額は3億47万1千円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

病院事務局長（池内智保君）

それでは私から議案第8号、令和3年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。事項別明細書でございます。

まず、6ページ下の収益的支出の表から説明させていただきます。

支出の1款、1項、3目の経費のうち、通信運搬費につきまして、11万円を増額補正するものでございます。

高北病院は町から新型コロナウイルスワクチン接種実施体制整備業務を委託されておりますが、3回目のワクチン接種に伴い増額した文書郵便料金10万円とコロナワクチン接種の予約専用電話通信費、1万円を増額補正するものです。

次に、上の収入の表をごらんください。

まず、1款、1項、4目のその他医業収益につきまして、11万円を増額補正するものでございます。これは先ほど御説明いたしました支出の11万円の増額に伴い、町からの新型コロナウイルスワクチン接種実施体制整備業務受託料を増額補正するものでございます。

次に、1款、2項、4目の補助金につきまして、744万6千円を増額補正するものでございます。県補助金のうち、高知県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、324万円は1月から3月末までの新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる病床の確保に対する補助金でございます。

また、高知県新型コロナウイルスワクチン個別接種等促進事業費補助金420万6千円は1月から3月末までに実施する新型コロナウイルスワクチンの3回目の個別接種に対する補助金であり、合計744万6千円の増額を行うものであります。

次に、1款、2項、8目の負担金交付金につきまして、30万円を減額補正するものでございます。ゴールデンウィークや年末年始における新型コロナウイルス感染症の検査を行うことに対する高知県検査協力医療機関協力金として300万円を受け入れする予定をしておりましたが、年末年始のうち12月29日が対象外となりましたので、県交付金について30万円の減額を行うものであります。

次に、7ページ、資本的収入の表をごらんください。

収入の1款、4項、1目の県補助金につきまして、27万1千円を増額補正するものでございます。これは新型コロナウイルス感染症対策として透析治療室へ設置するへパフィルター付陰圧空気清浄機1台の購入費用への県補助金でございます。

なお、この購入費用につきましては当初予算の医療機械器具等購入費において、入札減による残額がございますので、今回費用の補正は行っておりません。

以上です。どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（麻田正志君）

私から、議案第 9 号から議案第 20 号までの説明をさせていただきます。

まず、議案第 9 号、令和 4 年度佐川町一般会計予算から、議案第 16 号、令和 4 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、来週の予算勉強会におきまして各担当課局次長から説明をさせていただきますので、ここでの説明のほうは省略をさせていただきます。

それでは 17 号、議案第 17 号の佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから説明をさせていただきます。

議案第 17 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、チーム佐川推進課の名称をまちづくり推進課に変更するものと、国土調査に関する事務分掌を現在の建設課から税務課に変更するものとなっております。

参考資料議案第 17 号関係をごらんください。A 4 の 1 枚で表裏がある参考資料となっております。

左側のほうが現行、右側が改正後案となっております。左側の現行の第 1 条第 2 号、及び第 2 条第 2 号にチーム佐川推進課というのが規定されております。このチーム佐川推進課をこの改正後右側にある案の第 1 条、第 2 号及び第 2 条、第 2 号のまちづくり推進課へ名称を変更するものとなっております。この事務分掌についての変更はございません。

続きましてその裏面をごらんください。左側の現行の下のほうになりますけど、第 7 号、(7) って書いてるところですが、建設課の事務分掌、カ、カにある「国土調査に関すること。」を右側の改正後案第 3 号、(3) 税務課と書いてあるところですが、そこの事務分掌の中にあるカとするということになっております。また、これに伴いましてその下の課の庶務に関することをキとするということにしております。第 7 号建設課の事務分掌から先ほどの、カ、「国土調査に関すること。」を削り、「課の庶務に関すること。」をカとするものという内容の改正になっております。

17 号の説明は以上ということになります。

続きまして、議案の第 18 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定の説明をさせていただきます。

この条例は人事員規則の改正に伴いまして非常勤職員の育児休業、部分休業の取得要件について改正するものとなっております。こち

らのほうも参考資料のほうで説明をさせていただきます。

参考資料のA4のホッチキスどめで3枚になっておると思います。そちらのほうを御用意ください。まず、こちらのほうで、よろしいですか。

まず第2条の改正内容について説明をいたします。

こちらの第2条のほうは育児休業をすることができない職員についての規定となっております。左側の現行のほうで第2条、第5項、ア、(ア)、下線部分でありますけれど、ここに規定する任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である職員以外の非常勤職員。つまり1年未満の職員につきましては育児休業をすることができる要件の一つに該当をしておりませんでした。今回の改正ではこの要件を削除するということになっております。

次に2枚目をごらんください。2枚目のほうになります。

第19条になります。第19条の改正内容について説明をいたします。こちらの第19条は部分休業をすることができない職員についての規定ということになっております。

部分休業といいますのは簡単に言いますと小学校就学前の子を養育する場合、公務の運営に支障のない範囲で1日の勤務時間の2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる制度ということになっております。先ほど説明いたしました第2条と同じく、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である職員以外の非常勤職員、先ほどと同様、1年未満の職員は部分休業をすることができる要件の一つに該当しませんでした。こちらの部分休業につきましても今回の改正でこの要件を削除するということになっております。

次にその下にあります、第23条、第24条について簡単に説明をいたします。

第23条は妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認及びそのことによって不利益な取り扱いを受けないようにしなければならないという規定が新設されるものということになっております。

その下の第24条は育児休業をしやすい勤務環境の整備に関する措置の規定が新設されるものとなっております。

説明は以上でございます。

次に、議案第19号の説明に移らせていただきます。

議案第 19 号は佐川町地域優良賃貸住宅管理条例の制定となっております。旧四国電力社宅を地域優良賃貸住宅として使用するため、その設置及び管理について必要な事項を定めるため、新たに今回、条例を制定するものとなっております。その概要を主な条項により説明をさせていただきます。

まず、この条例の目的として第 1 条があります。子育てしやすいまちづくりの一環として子育て世帯に向けて安定した子育てができる住環境を整備し、子育て世帯の定住促進を図るため、法や要綱に基づく住宅の設置及び管理について必要な事項を定めるとしております。

第 2 条はこの条例における用語の意義について規定をしております。第 1 号のほうでは地域優良賃貸住宅について、第 2 号は所得について、第 3 号は子育て世帯についてとなっております。

第 3 条のほうはこの住宅の名称、位置、戸数を規定しております。名称は川内ヶ谷団地、位置は佐川町丙 1387 番地、戸数は 5 戸となっております。

次、少し飛びまして第 6 条になります。第 6 条。

第 6 条は入居者資格を規定しております。第 1 号では子育て世帯であり、かつ入居申込時において同居扶養する小学生以下の子がいることとなっております。第 2 号から第 5 号もそれぞれここに規定している要件となっております。

次の第 7 条は入居期間を規定しております。入居期間は同居扶養する末子、最後に生まれた子供さんということになりますが、同居扶養する末子が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までが入居期間となっております。その他の各条項におきましても既に制定されております佐川町営住宅管理条例とおおむね同じような内容でこの住宅の設置及び管理について必要な事項のほうを定めさせていただいております。説明は以上となります。

続きまして議案の第 20 号、佐川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。こちらの条例は消防団員の処遇改善を行うものとして、出務及び報酬につきましてそれぞれ増額をするため条例の一部を改正するものとしております。こちらのほうも参考資料で説明をさせていただきます。

参考資料議案第 20 号関係をごらんください。A 4 で 1 枚となっております。

おります。表面だけになります。こちらのほうの第3条、第1項及び第2項に規定する出務に係る費用弁償、こちらのほうは現行6千円となっております。この現行の6千円から出務に係る費用弁償を7千円に改正することとしております。

次に、第2条のほうで報酬の額について規定をしております。その額につきましても、こちらの参考資料にもあります、別表第2条関係での改正ということになります。左側のほうが現行の別表で規定しております階級ごとの年収、年額報酬の額ということになります。それぞれの階級ごとに年額報酬の額が規定をされております。この年額報酬の額を右側にあります改正後案の別表第2条関係に規定する階級ごとの年額報酬の額に改正することとなっております。

この改正後の額につきましても普通交付税の基準財政需要額、消防費の中にありますその消防費を算定するための単位費用というのがございますが、その費用の中に盛り込まれております各役職ごとのこの報酬額と全く同一の金額にしております。手当1回当たりの金額につきましても全く同額の金額ということで、この金額のもとには普通交付税の基準財政需要額、そしてその中の消防費の単位費用のほうの算定の基礎となっている額をそのまま使用しておるという内容になっております。

以上で、議案第9号から議案第20号までの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは私からは議案第21号、佐川町老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案の第21号の本文と、あと、参考資料として写真があります議案第21号関係をお出しいただければと思います。

今回の改正につきましても黒岩老人憩いの家について廃止をするものとなっております。その理由及び経過に、経緯につきましても今の指定管理期間が3月31日で満了になることから、次期の指定管理につきましても、現在の指定管理団体の黒岩老人クラブの代表者の方と話をいたしました。そうしましたところ、写真にもありますとおり施設につきましても設置から44年が経過しており、施設の老朽化が激しいこと、それに加えて現在老人クラブ、黒岩地区の老人クラブとしての活動がほとんど行っていないという実態、それか

ら高齢者の集まる場といたしましては近くに集落活動センターくろいわ、これが設置をされまして、現在黒岩老人憩いの家の利用者がいないという状況を確認いたしました。そういったことからこの条例の中での黒岩老人憩いの家を削除して、廃止をするということで条例の一部を改正するものであります。

条例の施行日は令和4年4月1日となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

教育次長（吉野広昭君）

はい、私のほうからは議案第22号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてということで御説明させていただきます。

参考資料にありますとおり、今回の条例の改正につきましては、佐川小学校のなかのナウマンクラブ、児童クラブの名称を今まで、従来、ナウマンクラブ第1、第2としておりましたのを県からの助言もありましてですね、現在同じ、校庭内の建物を1階、2階部分で分けて行っておりますナウマンクラブのほうを県からの助言を受けてそれぞれ第1、第2、で、ナウマンクラブ第3としてですね、こちらのほうを従来ナウマンクラブ第2として佐川小学校内の教室のほうで行っていたのを改めて第3というふうにするものです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは議案第23号、佐川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

参考資料の第23号関係をごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、デジタル化の推進に伴い、子供子育て支援新制度におきまして、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて電子媒体などの電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行うため条例の一部を改正するものであります。

参考資料のまず2ページから3ページにかけて、4ページにかけて記載しております、現行条例の第5条、第2項から第6項にかけて規定をしております、電磁的方法にかかる手続についてこれを一括して削除し、改正案の方法の4ページの下の方から記載されてお

りますが、新たに第4章として章立てをして、第53号において包括的に規定をし直すものであります。

条例の施行日は交付の日からとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

ただいま、議案の説明中でありますけれども、ここで1時30分まで昼食のため休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時30分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の説明を願います。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から議案第24号と25号の説明をさせていただきます。

議案第24号、小富士集会所の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、従前から指定管理者になっていただいております荷稻自治会及び青去自治会を指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものであります。

指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までとしております。

続きまして、議案の第25号、尾川地区住民センターの指定管理者の指定につきましては、これも同じく佐川町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、こちらのほうも従前から指定管理者になっていただいております山田自治会を指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものであります。

指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

それでは、私のほうから議案第26号、27号について御説明させていただきます。

議案第 26 号、斗賀野集落活動センターあおぞらの指定管理者の指定につきましては、令和 4 年 3 月 31 日に指定期間が満了いたしますことからこれまでの管理実績等を踏まえまして、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例規則第 2 条に基づき公募によらない選定により、引き続き N P O 法人とかの元気村に当施設の指定管理を指定するものでございます。

指定期間につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものです。

次に、議案第 27 号、集落活動センターくろいわの指定管理者の指定につきましては、同じく、令和 4 年 3 月 31 日に指定期間が満了いたしますことから、これまでの管理実績等を踏まえまして、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例規則第 2 条に基づく公募によらない選定により引き続き黒岩いきいき応援隊に当施設の指定管理を指定するものでございます。

指定期間につきましては同じ様に令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは私から、議案第 28 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について説明させていただきます。

斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定につきましては、令和 4 年 3 月 31 日で指定管理が満了いたしますことから、これまでの管理実績などを踏まえ、引き続き、特定非営利法人、特定非営利活動法人とかの元気村に施設の指定管理を指定するものであります。

指定の期間につきましては令和 4 年 4 月 1 日より、令和 7 年 3 月 31 日までとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうからは議案第 29 号と 30 号の説明をさせていただきたいと思えます。

まず、議案第 29 号をお手元にお出しいただきたいと思えます。

斗賀野老人憩いの家の指定管理の指定につきましては、その本文の記、下にあります 3 つですが、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称としては斗賀野老人憩いの家。2 つ目として指定管理者となる団体は斗賀野老人クラブ。で、3 つ目で、指定の期間について

は令和4年4月1日から令和9年の3月31日までの5年間ということでございます。これにつきましても指定管理の満了に伴いましての更新であります。

斗賀野老人憩いの家につきましては、従前斗賀野地区の老人クラブの活動場所として日ごろから活用されております。また、現在の指定管理団体であります斗賀野老人クラブにおいても適切に管理を行っていただいております。このことから次の指定管理につきましても施設の利用目的及び管理の実績から地元の老人クラブに管理させることが適当であるというふうに考えますので、公募によらない選定により、引き続き斗賀野老人クラブを指定管理に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第30号になります。

ふれあいセンターけいとうの指定管理の指定について、指定管理者の指定についてでございます。

これも議案本文の下のほうに公の施設の名称としてはふれあいセンターけいとう、それから2番目、指定管理者となる団体は西山組自治会、3つ目の指定の期間については令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

このふれあいセンターけいとうにつきましては、従前100歳体操などの高齢者の活動拠点のほか、集会所のない西山組の自治会において、実質的に地元の集会所としても利用させております。また、災害時の緊急避難場所としても位置づけております。

次の指定管理につきましても、利用、施設の利用目的及び管理の実績から公募によらない選定により引き続き西山組自治会を指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

はい。私のほうからは議案第31号、32号、33号について御説明をさせていただきます。

議案第31号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、従前から指定管理をお願いしております特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもので、指定の期間につきましては令和4年4月1日から令和7年3

月 31 日までの 3 カ年としております。

議案第 32 号、佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定につきましては、こちらのほうも同様に佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、佐川星を観る会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましてはこちらのほうも令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 カ年としております。

議案第 33 号、四ツ白太刀踊保存伝承館の指定管理者の指定につきましては、こちらにも佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定によるもので、従前から指定管理をお願いしております、四ツ白自治会を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

指定の期間につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日としております。

どうぞよろしく願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から、議案第 34 号から議案第 42 号まで説明をさせていただきます。

まず、議案第 34 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および高知縣市町村総合事務組合規約の変更につきましては構成団体であります津野山広域事務組合及び幡多中央環境施設組合が同総合事務組合退職手当条例の対象となる職員がゼロ人となったことから、令和 4 年 4 月 1 日から同総合事務組合を脱退すること及びこのことに伴う規約の変更について議会の議決を求めるものとなっております。

議案中、別表第 1、一部事務組合の項、別表第 2、第 3 条、第 1 号に関する事務の項及び別表第 3、1 の項から津野山広域事務組合及び幡多中央環境施設組合を削るものとなっております。

続きまして、議案第 35 号の説明をさせていただきます。

高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分につきましては、高幡東部清掃組合に帰属させることについて議会の議決を求めるものとなっております。

この帰属につきましては津野山広域事務組合の職員全員が高幡東部清掃組合の職員となっているため、高幡東部清掃組合に帰属させ

るものとなっております。

続きまして議案第 36 号の説明を行います。

議案第 36 号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分につきましては、同総合事務組合の負担金条例の規定により算出しました額を幡多中央環境施設組合に還付することについて議会の議決を求めるものとなっております。

続きまして、議案第 37 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

今回の改正の対象となるのは特定任期付職員となっております、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、そちらの第 2 条に規定されております、高度の専門的な知識・経験または優れた識見を有する者等が対象であり、現在勤務しております任期付の短時間勤務職員は対象ではございません。この改正内容につきましては、国に準拠し、対象職員に係る期末手当の支給割合について改正を行おうとするものです。

特定任期付職員に対して支給する期末手当の支給割合について、国に準拠いたしまして支給割合を 0.1 月減とし、6 月と 12 月の支給割合が同じとなるよう、支給割合を 100 分の 167.5 から 100 分の 162.5 と改正し、交付の日から施行するものとなっております。

次からの議案の中で説明をさせていただきます、令和 4 年 6 月に 6 月に支給する期末手当に関する特例措置につきましては、該当する特定任期付職員が在職しておりませんので、この条例ではその特例措置についての規定はしておりません。

議案第 38 号の説明をさせていただきます。

議案第 38 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員に対して支給する期末手当の支給割合を国に準拠いたしまして改正を行おうとするものです。改正内容は対象職員に係る期末手当の支給割合を 0.15 月減とし、6 月と 12 月の支給割合が同じとなるよう支給割合を 100 分の 127.5 から 100 分の 120 と改正するものです。

一般職の職員の中の再任用職員に係る期末手当の支給割合は 0.1 月減とし、6 月と 12 月の支給割合が同じとなるよう支給割合を 100 分の 72.5 から 100 分の 67.5 と改正するものです。

また、この条例の附則、下のほうに附則がございます。この附則の第 2 条のほうにおきまして、特例措置として令和 4 年 6 月に支給

する期末手当の額について規定をしております。令和4年6月に支給する期末手当の額は昨年12月に支給された期末手当から減額するはずであった額を引いた額とすることになっております。施行日は交付の日からとしております。

続きまして、議案第39号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、町長等に対して支給する期末手当の支給割合を国に準拠した一般職の職員の例により改正を行おうとするものです。改正内容は先ほどの議案第38号と同じく、期末手当の支給割合を0.15月減とし、6月と12月の支給割合が同じとなるよう、支給割合を100分の138.75から100分の131.25と改正するものです。

また、同じ様にこの附則の2において、先ほどの議案第38号と同じく、特例措置として令和4年6月に支給する期末手当の額は、昨年12月に支給された期末手当から減額するはずであった額を引いた額とすることになっております。

施行日は交付の日からとしております。

続きまして、議案第40号、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先ほど説明をいたしました、議案第39号と同じ改正内容となっております。期末手当の支給割合を0.15月減とし、6月と12月の支給割合が同じとなるよう、支給割合を100分の138.75から100分の131.25と改正するものです。

また、同じ様に附則の2において、先ほどの議案第39号と同じく特例措置といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は昨年12月に支給された期末手当から減額するはずであった額を引いた額とすることになっております。

施行日は交付の日からとしております。

続きまして、議案第41号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先ほど説明をいたしました議案第39号、40号と同じ改正内容となっております。期末手当の支給割合を0.15月減とし、6月と12月の支給割合が同じとなるよう、支給割合を100分の138.75から100分の131.25と改正するものです。

また、同じ様に附則の2において、先ほどの議案第39号、40号と同じく、特例措置として令和4年6月に支給する期末手当の額は昨

年 12 月に支給された期末手当から、減額するはずであった額を引いた額とすることになっております。

施行日は交付の日からとしております。

最後に、議案第 42 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こちらのほうは附則に先ほどまでの議案でも説明をいたしました令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置を加えることとしております。

先ほどから条例に出てきておりました期末手当の支給割合についてでありますけれど、この会計年度任用職員の分につきましては、期末手当の支給割合は佐川町一般職の職員の給与に関する条例の関係規定を準用することになっているため、この条例での規定はありませんが、特例措置に関する準用はありませんので、特例措置のみこの条例で定めるものとなっております。

内容は先ほど説明をいたしました、議案第 38 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則第 2 条に規定する措置の例によりその額を減ずるものとなっております。

施行日は交付の日からとしております。

以上で、議案第 34 号から議案第 42 号までの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上で、議案第 2 号から議案第 42 号までの提案理由説明を終わります。

8 番（下川芳樹君）

日程追加の動議を提出いたします。

内容はロシアに対してウクライナ侵略の即時中止を求める決議案の提出です。よろしく願いいたします。

議長（西森勝仁君）

お諮りします。

ただいま、下川議員から動議が提出されました。この動議は 2 人以上の賛成者がありますので成立しました。

日程追加の動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

追加日程第1、ロシアに対してウクライナ侵略の即時中止を求める決議を議題にします。

休憩します。

休憩 午後1時55分

再開 午後1時56分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、発議第1号、ロシアに対してウクライナ侵略の即時中止を求める決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

8番（下川芳樹君）

発議第1号、令和4年3月4日、佐川町議会議長西森勝仁様、提出者佐川町議会議員下川芳樹、賛成者佐川町議会議員森正彦、ロシアに対してウクライナ侵略の即時中止を求める決議、上記の議案を別紙のとおり佐川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

議決案を朗読させていただきます。

（以下、「ロシアに対してウクライナ侵略の即時中止を求める決議（案）」朗読）

議長（西森勝仁君）

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

追加日程第1、発議第1号、ロシアに対してウクライナ侵略の即時中止を求める決議について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立。

したがって、発議第1号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の会議を7日の午前9時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時

